

財務省告示第五百二十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年十一月二十二日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十六年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行
利付国庫債券（十年）（第二百六十四回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二千七百五十七億円	二 千 七 百 四 十 九 億 八 千 三 百 十 八 万 円	五 万 円	の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年十一月二十二日	額面金額百円につき九十九円七十四銭

十一

利率の経過
の過利
払子
込み

年一・五パーセント
年金資金運用基金理事長は、
年一・五パーセントの利率に
達し、加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規
定する。期日に払い込むもの
とする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{63}{365}$$

十三

初期利子

平成十七年三月二十日を
支払期とし、次の算式によ
り算出した金額を支払う。
金額を支払う。ただし、支
金の銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。
（以下は、次号及び第十五号
において同じ。）

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後
の利子

毎年三月二十日及び九月二十
日をそれぞれの日とし、各
支払期に属する利子を
支払う。平成十六年九月二十
日

十五

償還金額
の限度

償還金額は、平成十六年九月
二十日

十六

元利支
払場所

日本銀行
平成十六年十一月二十二日

十七

払込期
日

平成十六年十一月二十二日

十八

払込期
日

平成十六年十一月二十二日